# アドバイス・レポート

平成28年 1月 5日

#### ※平成25年4月1日以降に支援機構への受診申込分から適用

平成27年9月7日付けで第三者評価の実施をお申込みいただいた洛和会訪問看護ステーション大山崎につきましては、第三者評価結果に基づき、下記のとおりアドバイスをいたしますので、今後の事業所の運営及びサービスの提供に役立ててください。

記

#### ●理念の周知と実践

介護事業部(洛和会介護事業本部)に新設の「NO.1」課が、中・長期計画〈「3年で日本1」になる〉〈 私が利用したい事業所になる一顧客満足NO.1ー〉の推進役を務めています。「顧客満足NO.1」の目標は「サービスの利用者本人・家族等、そして提供者(職員)の誰もが満足感を得ることがより良い社会づくりにつながること」です。「NO.1」課の3つのプロジェクトの内の一つ「めざせ事業所評価90%プロジェクト」で、介護事業部門の全ての事業所が「事業所評価シート」を使って相互評価を行い、自己の課題の明確化と課題解決に取り組んでいます。「顧客満足NO.1」の運営上の意志決定に肝要とされる職員間のコミュニケーションのプロセスが丁寧に行われています。

#### ●継続的な研修・OJTの実施

法人特有の採用前・直後研修を始めに、研修報告・伝達研修、個人管理(台帳)に徹したキャリアパス制度で人材の確保と育成(継続的な研修・OJTの実施)が体系的に行われています。さらに、「顧客満足度NO.1」の取り組みの中で職員ひとり一人が「個別目標と研修計画」に添い、段階的に必要な技能と経験を積まれています。他に「看護師の力量評価」、職員や利用者のニーズに即した同行訪問、複数の看護大学からの実習生の受け入れ、「職員やりがいアンケート」・等に取り組まれ、職員の質とモチベーションを向上させています。地域の医師・医療機関と連携を密に、他職種とのチームワークで 医療依存度の高い利用者の看護ケアに力を入れておられます。

特に良かった点とその理由(※)

#### **●業務マニュアル・個人ケアマニュアルの作成 サービス提供に係る記録の充実**

職員は、細分化された50種の「業務マニュアル」を企業内ネットワーク(イントラネット)で閲覧出来、日常的に実用書として活用しています。また、サービスが「業務マニュアル」に添って提供されているかどうかを「事業所評価」「事業所管理状況とりまとめ」「看護師の力量評価」「顧客満足調査」等で点検・確認される仕組みがあります。アセスメントや看護計画書の作成等のケアマネジメント実践が「カルテ(ケースファイル)管理マニュアル「に基づき、時系列にファイル化されています。記録の重要性の観点から、カルテの記録の書き方や整備の仕方等が職員にマニュアルで周知され、利用者ひとり一人の看護が「ケアマニュアル(手順書)」に添って実施・記録されています。

### ●意見・要望・苦情の受付

一顧客満足NO.1ーに基づき、訪問時の聴き取りと「顧客満足度調査/10項目」を実施しています。カンファレンスで分析・評価し、対応の経過と改善内容を関係者にフィードバック・公開しています。利用者アンケートは本人・家族等から忌憚のない意見を聴き取る為、送先を介護事業部(本部)にしています。二人体制で訪問し利用者本人と家族等の話を別々に聴き取る機会を設け、家族間の良好な信頼関係を構築されています。

#### ●事故の再発防止

文章「ヒヤリハット・不適合サービス・重大事故・苦情再発防止及び予防対策の手順」を作成し、「検討シート」「「事故発生経緯再発防止策報告書」「事故トラブル発生時の対応」で事故の原因・要因・発生防止策等を検討されています。特に重大事故には介護事業部「NO.1」課の事故対策部会が再発予防に向けた注意喚起・周知のポスターを現場に配信しています。

#### ●ストレス管理

特に改善が望まれる点とその理由(※)

必要な設備や備品を備え、職員が適切にくつろげ、心身を休めることが出来る休憩場所がスペース的に不十分に思われました。尚、新築の事業所には専用の休憩室が設置されます。メンタルヘルスをサポートするES対策部会や専門家による「心の相談室(ヒューマン・フロンティア)」の設置、有給・公休の半日休暇や連続10日間のリフレッシュ休暇制度を設け、職員の業務上の悩みやストレスを解消するための具体的な取り組みによって、職員の心身の健康を高めておられます。

#### ●自然災害発生時の対応

災害マニュアルを整備し、災害を想定した緊急連絡網の実施訓練を行っておられますが、 地域を意識された地域と協働で行う防災訓練が実施されていませんでした。

#### ●自然災害発生時の対応

具体的なアドバイス

これまで、大きな自然災害に遭遇されていませんが、同法人の特別養護老人ホームは福祉避難所に指定されています。また、来年に事業所が大山崎町の官庁街に移転されます。これらをバックにして、まさかの事態に地域と事業所が連携できる関係づくりとして、平素より支援関係のある地域の人々や関係機関と協働で、防災計画の作成と実践的な研修・訓練を行うことを行政に呼びかけられては如何でしょう。

# (様式6) **評価結果対比シート**

## ※平成25年4月1日以降に支援機構への受診申込分から適用

事業所番号	2661090015
事業所名	洛和会訪問看護ステーション大山崎
受診メインサービス (1種類のみ)	訪問看護
併せて評価を受けたサービス (複数記入可)	介護予防訪問看護
訪問調査実施日	平成27年12月14日
評価機関名	特定非営利活動法人 京都府認知症グループホーム協議会

大項目	中項目	小項目	通番	評価項目		5結果 第三者評価
I 介		<u></u> ·ビスの基本方				<u>ж— ап ш</u>
	(1)組約	織の理念・運営	'方釒	†		
		理念の周知と実 践	1	組織の理念及び運営方針を明確化・周知している。また、法人の 経営責任者(運営管理者含む)及び事業所の職員全員が、理念及 び運営方針に沿ったサービスの提供を実践している。	А	А
		組織体制	2	経営責任者(運営管理者含む)は、公正・適切なプロセスで意志 決定を行い、組織としての透明性の確保を図っている。	Α	А
		(評価機関コメント	)	1. 法人及び事業所の理念・品質方針を策定し、事業所内に掲示、の裏に明示、法人内研修(採用時・中堅研修)等で職員に周知して域の関係団体や組織、住民等誰もが知ることができるように、ホーレット、職員・利用者・地域向けそれぞれの広報誌に掲載して、いる特別養護之人ホームで月3回開催している「みんなでいこフェ」用できる訪問取り組みで理念・品質方針に沿ったサービスの提供状次書で確認できた。 2. 各種の会議(理事会・事業部・NO1課・業績・事業所・統括リーダー・スタッフミーテイング、申し送り・カンファレンス)等質方針に基づく事業実施に関する検討を行っている。各種の会議で乗内別に法人としての適切なプロセスを経て意志決定くのようで業件別に法人としての適切なプロセスを経て意志決定が通りないる。職員は検討会議の内容を企業内ネットワーク(ステーショ、案件別の意志決定が適切な範囲で公開されている。ステーショ業所を訪問し、職員の声を吸い上げている。組織図と各種の実施記	いん。で事を、「で議えて関いるの、工「業振」所定論に関統、。一リこ所り 長期さ職す括職まジアう評返 (管的れ員のが員)	た、内の価つ でにたがこ定の 、パのうシて 理理事参と期意 、公司時一い お念項画が的見 ・がしでにが ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2)計[	画の策定				
		事業計画等の策 定	3	組織として介護サービスの向上に向けた計画を策定するとともに 着実に実行している。また計画策定には多角的な視点から課題を 把握している。	А	А
		業務レベルにお ける課題の設定	4	各業務レベルにおいて課題が設定され、各部門全体が課題の達成 に取り組んでいる。	A	A
		(評価機関コメント	•)	3. IS090001 (提供サービスの品質管理)を引き次ぎ、介護事業部「NO.1」課が平成27年~29年(3ヶ年)の中・長期計画を推進にエリア事業所長と訪問看護事業統括が【アクションプラョ業所はと訪問看護事業統括が【アクションプラョ業所は表別では、2.教育目標・計画、3.業績の内容を苦いる。また、各サービス事業所が現場独自のアクションプランでは、1.質の人の内容を苦いる。また、各サービス事業所の統括と呼長(管理者)が、NO.1自己評価」シートを使っても、1. 「アクションプラン」は、職員のとり一人が取り組む課題にある。介護事業部全体で【アクションプラン「目指せ顧客満足いの。条. 「アクションプラン」は、職員ひとり一人が取り組む課題にある。4. 「アクションプラン」は、職員ひとり一人が取り組む課題に落実施状況・達成状況・達成状況・連成で個人の「目標を」のといる。を施状況・達成状況・連続に関係を個人の「目標を」のといるといるといるのものでで確認して、場合の大力に対して、場合に、をはいるのでは、1. 「アクションが表質の向上がより、一人でないる。看護ニーズにター患のケアが多く、乙訓医師会との連携で実践されている。	しせい事情ペインである。 はないでである。 はないでであるである。 はないであるである。 はないであるが、であるのでは、 はないであるが、であるが、できます。 はないできますが、できます。 はないできますが、できますが、できますが、また。 はないできますが、できままが、できますが、できままが、できますが、できますが、できままが、できままが、できままが、できままが、できままが、できままが、できままが、できままが、できままが、できままが、できままが、できままが、できままが、できまが、でき	年足し理で事事組題 、年告されて状本業業んと 毎度がれる取い評はい事 、標業職め、る取に評はい事 、標業職め、るのに価1 の所員

(3)管	(3) 管理者等の責任とリーダーシップ							
	法令遵守の取り 組み	5	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組みを行っている。	А	А			
	管理者等による リーダーシップ の発揮	6	経営責任者又は運営管理者は、自らの役割と責任を職員に対して 表明し、事業運営をリードしている。	А	А			
	管理者等による 状況把握	7	経営責任者又は運営管理者は、事業の実施状況等を把握し、いつ でも職員に対して具体的な指示を行うことができる。	Α	Α			
	(評価機関コメント	))	5. 法人内部で毎年、種別の法令遵守に関する研修を行っている。年期導(亀岡)や新任管理者研修(看護協会)を受講習会(年2回)等の研修を行い、法をに関するる。献も書る。虐待等のニュース報道には臨時でういで関覧できた、事業の内でので、事業所の内で、事業ので理解を深めている。関するを企業内ネットで理解を深めている。「無している。「一個ででで、事業所がで、一個でで、一個でで、一個でで、一個でで、一個で、一個で、一個で、一個で、一個	感業は置職 環境伝職状ト 時管染所各の 員N改え員況」 ・理症内種書 に〇善、の・の 事者	年揃遵「 施課活の見題果 対統11元守Q すのか際の・は 応括10)いベム 年"て所い月一 二携や キョい長上へ ユ帯			

項目	中項	小項目	通		評句	話結果
	目		番		自己評価	第三者評価
組織	成の運	営管理				
	(1)人	材の確保・育成	;			
		質の高い人材の 確保	8	質の高い介護サービスを提供できる人材の確保のために、必要な 人材や人員体制についての管理・整備を行っている。	А	Α
		継続的な研修・ OJTの実施	9	採用時研修・フォローアップ研修等を実施し、段階的に必要な知識や技能を身につけることができる。また業務を通じて日常的に学ぶことを推進しており、スーパービジョンを行う体制がある。	А	А
		実習生の受け入 れ	10	実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備 している。	В	В
		(評価機関コメント	*)	8. 人事管理(募集・採用事務)は本部採用課が実施している。採接前にDVDを使った「Howto訪問看護講座」を受講 → 訪問看護信間看護講座」を受講 → 訪問看護信息 が関係では、	事職と員る全も、。カテ書のJァ高・学当に場での。て続職事量人の提Tレい・校者小関見、資・のけ員業把ト提出をン難(と論す学訪格・職てひ所握と出を行ス病・君し文	るや問取 見受と独といと義いをや どて意体看得 が講り自到論伝務、実タ 学指審思験護の 段す一の達文達付誰施一 や導査表も職為 階る人研目で研けもしミ のに)
	(2) 労	動環境の整備				
		労働環境への配 慮	11	質の高い介護サービスを提供することができるよう、職員の労働 環境に配慮している。	А	Α
		ストレス管理	12	職員の業務上の悩みやストレスを解消するために、具体的な取組みを行い業務の効率を高めている。また、スタッフが充分にくつろげ、心身を休めることができる休憩場所を確保し必要な環境を整備している。	В	В
		(評価機関コメント	-)	11.労基法に基づいて、育児休業や介護休業等を保障している。休眠の半日休暇や連続10日間のリフレッシュ休暇がある。週1回「ノーにいる。看護ソフト「ちょうじゆ」の活用や訪問2人体制を採る容認 72. 職員のストレス解消やメンタルヘルスの維持の為の取り組みとい心理士)によるカウンセリング【ヒューマン.フロンティア「心のでいる。職員にチラシやポスターで周知し活用されている。のアスターで周知し活用されている。置し、ハラ防止とパワハラにならない叱り方」をテーマに研修を行ってしれず防止とパワハラにならない叱り方」をテーマに研修を行ってした。ないトワーク(イントラ)で職員誰もが閲覧出来る。福剛場の歓迎を対している。現在の更衣室兼休憩室は職員数に対応できるスクを食に移転予定の事業所には職員専用の休憩室が確保されている。	残業務 き き で で が で で が で で の で の に の の に に に の に 。 に 。 に 。 に に に る に 。 。 。	を担りで、関おはクどりで、 関いるので、 関いるので、 関いるののでである。 関いるののでは、 はいののでは、 はいのでは、 はいのではいのでは、 はいのでは、
	(3)地	域との交流				
		地域への情報公 開	13	事業所の運営理念を地域に対して開示し、広報するとともに、利 用者と地域との関わりを大切にしている。	Α	А
		地域への貢献	14		А	А
		(評価機関コメント	-)	13. ホームページやパンフレット・数種の広報誌を定期的に利用者体等に配布し、法人の理念とともに事業所の基本情報や豊富な活動る。 14. 月3回開催の「みんなでいこカフェ」で訪問看護に関する情報毎年、市民向けに法人の複数の訪問看護ステーションが「訪問看話「認知症を考える会」を開催している。いずれもホームページでレている。乙訓地域の地域包括ケアシステムの(乙訓在宅療法手帳パーパーのより、1000円では、10	かの内 を を を を を を を も る 会 会 会 会 会 会 会 会 る る る る る る る る る る	開示して いる。」ない のが活準での でのでのでの 回、ボラ

	中項		通		評価	i結果
項目	目	小項目	番	評価項目		第三者評価
□適	切な介	護サービスの	実別	<del>ti</del>		
	(1)情報	报提供 报提供				
		事業所情報等の 提供	15	利用者(希望者含む)に対してサービス選択に必要な情報を提供 している。	А	А
		(評価機関コメント	·)	15. ホームページ・パンフレット・法人発行の複数の広報誌で様々に医療介護サービス等)情報を公開している。利用契約時は文章(契書等)で説明し同意を得ている。利用者からの相談や見学希望には談で対応している。利用者の権利擁護の為の成年後見制度や日常生活用を推奨している。	約書・重 電話もし	要事項説明 くは個別面
	(2)利月	用契約				
		内容・料金の明 示と説明	16	介護サービスの利用に際して必要となる内容や料金について、利 用者に分かりやすく説明し同意を得ている。	А	А
		(評価機関コメント	·)	16. 利用開始時に契約書と重要事項説明書・利用料金表(別紙 根 レット等で説明し同意を得ている。判断能力に支障のある利用者に の協力のもとで、説明・同意を確認し、契約が結べるようにしてい 高齢者世帯が多く利用者の権利擁護のための成年後見制度等の利用 る。	は、ケア る。介護:	マネジャー 力が脆弱な
	(3)個5	別状況に応じた	計画			
		アセスメントの 実施	17	利用者一人ひとりの心身の状況や生活状況を踏まえたうえでアセ スメントを行っている。	А	А
		利用者・家族の 希望尊重	18	個別援助計画等の策定及びサービスの提供内容の決定に際して、 利用者及びその家族の希望を尊重している。	А	Α
		専門家等に対す る意見照会	19	個別援助計画等の策定に当たり、必要に応じて利用者の主治医・OT/PT・介護支援専門員・他のサービス事業所等に意見を照会している。	А	А
		個別援助計画等 の見直し	20	定期的及び必要に応じて、個別援助計画等の見直しを行ってい る。	А	Α
		(評価機関コメント	• )	17.18.19.20のマネジメントサイクルが【カルテ(ケースファイルル】に基づいて実践されている。訪問看護計画書には、本人のニー目標・看護内容・評価等を記載している。アセスメントや看護計しし等は、利用者・家族等の意向とスタフカンファレンスで集約しませている。実施記録・会議会で確認できた。 17.アセスメントは所定のアセスメント様式を使い、ケアマネジャーに添って、ケアマネジャーや医療関係者等からの情報(サービス体入退院サマリー、医使い、事前カンファレンスで行っている。の意向を尊重し、3か月毎又は状態の変化に応じて行っている。りりつけ医には文章(定期報告書・変更に添って、利用をいる。がりつけ医には文章(定期報告書・変更に添って、利用を当り、18.ケアマネジャー作成のケアプランに添して、特にしている。訪問看護計画は利用通過でデイサービス等に記明・行っつまで有にいる。訪問看護サービスが提供出来るように工夫してある。19.訪問看護時の本人の心身の状況や意向等を利用者の「在宅療養・制力・して、「訪問の看護サービスが提供出来るように工夫してある。「中では、19.訪問看護時の本人の心身の状況や意向等を利用者の「在宅療養・長」でかかりつけ医や他のサービス事業と利用、19.訪問看護計画に本人のニーズ・課題・具体的目標・看護内容評している。毎月、かかりつけ医と担当介護支援専門員に「利用者状況報る。20.訪問看護計画に本人のニーズ・課題・具体的目標・看護内容評している。第月日本では、19.訪問看護計画に本人のニーズ・課題・具体的目標・看護内容評している。第月日本では、カルテの記録が、19.訪問看護計画に本人のニーズ・課題・具体の目標・では、19.訪問看護計画に本人のニーズ・課題・具体の目標・では、19.訪問看護計画に本人のニーズ・課題・現代的目標・では、19.訪問看護計画に本人のニーズ・課題・現代的目標・では、19.50年によりにより、19.50年によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	ズのた 一頼ス見アいの得る、 手者告 西メ認・策職 作書メ直マる問て。看 帳の書 をンで課定員 成・ンしネ。問い個護 「情」 記トき題やの ク情トはジ 看る々師 ご報を 入をたる	・変意・ア嘏は本ヤ、計・利が、録を送、、行・見見見・ア提「人一・世サ用変・は共付・かい朝体・を・プ供問・と・曹一者更・て有し、か、のか見反・ラ書題家か、書どのし、して、か医ミな直映・ン、抽族か、をスーて いてい り師一

	多職種協働	21	利用者のかかっている医師をはじめ、関係機関との間で、連携体	Α	А
	多	21	制又は支援体制が確保されている。 21. 利用者のかかりつけ医とは常に連携が取れ、他の事業所や関係		
	/==/ <del></del>		確保している。利用者の医療機関の入・退院時には互いに「看護サ	マリー」	を提供し
	(評価機関コメント -	<b>h</b> )	い、退院カンファレンスに参加し、情報を共有している。乙訓ステ し、地域の同事業者と情報交換を行っている。	ーション	会議に参
5) サ	ービスの提供				
	業務マニュアル の作成	22	事業所業務について、標準的な実施方法(業務マニュアル・手順等)が整備され、職員に活用されている。標準的な実施方法は自立支援につながり、事故防止や安全確保を踏まえたものになっている。	Α	А
	サービス提供に 係る記録と情報 の保護	23	利用者の状況及びサービスの提供状況等が適切に記録されており、管理体制が確立している。	Α	А
	職員間の情報共 有	24	利用者の状況等に関する情報をスタッフ間で共有化している。	Α	А
	利用者の家族等 との情報交換	25	事業者はサービスの提供にあたって、利用者の家族等との情報交 換を行っている。	А	Α
	(評価機関コメント	<b>+</b> )	内容によっては必要時に見直している。「マニュアル一覧表」で制日・改定日が一目で確認できる様になっている。利用者のニーズに用者個々の「ケアマニュアル」に記載されている。各種のマニュア足度調査の結果や、訪問時に聴取した利用者・家族等の意向を反映訪問時にステーション統括が同行し、サービス提供がマニュアルやわれているかどうかを検証している。  23. サービス提供時の様子はカルテとともに「在宅療養手帳」にも前の管理は「カルテ(ケースファイル)管理マニュアル」に基づいて  24. 訪問の前に必ずカルテに目を通し情報を確認している。かかり訪問時の情報は「在宅療法手帳」で確認している。カンファレンスの情報を共有している。「在宅療養手帳」やカンファレンス記録で  25家族は利用者の状況を「在宅療養手帳」で把握できる様になって込まれた相談は所長自らが訪問するか電話で対応している。訪問看果は利用者及び家族に説明し同意を得ている。	沿はせ順 お行け、認行け、認行 た、て書 して医職で、 認る。	ア情る基 いる事間た族が るいのの こうがい こう こうがい こう こうがい こうがい こうがい こうがい いいがい いい
6) 衛:	 生管理				
	感染症の対策及 び予防	26	感染症の対策及び予防に関するマニュアルの作成等により、職員 全員が感染症に関する知識をもってサービスの提供を行ってい る。	В	А
	事業所内の衛生 管理等	27	施設 (事業所) 内における物品等の整理・整頓及び衛生管理を行い、効率的かつ安全なサービスの提供を行っている。	А	Α
	(評価機関コメント	<b>h</b> )	26. 「感染症予防マニュアル」「感染症報告ルートマニュアル」「アル」を作成し、NO.1課で研修を行っている。見直しは1年に1[はその都度行っている。二次感染のマニュアルを作成し、訪問鞄にウン・手袋・消毒液等を常備している。 27.事業所内の掃除は同居の居宅介護事業所といっしょに職員が毎3る。	回以上、新 ∵マスク・イ	fしい情報 使い捨て
7) 危	機管理				
	事故・緊急時の 対応	28	事故や緊急時における対応等を定めたマニュアルがあり、年に 1 回以上、必要な研修又は訓練が行われている。	А	А
	事故の再発防止 等	29	発生した事故等に係る報告書や記録を作成し、事故の再発の防止 のために活用している。	А	А
	災害発生時の対 応	30	災害発生時における対応等を定めたマニュアルがあり、年に1回以 上、必要な研修又は訓練が行われている。	В	В
	(評価機関コメント	<b>(</b> -)	28. 「緊急・事故対応」「交通事故対応」「業務災害事故」それぞに急連絡網を整備している。個人カルテ内に緊急時の医師や家族への自宅に緊急連絡先を表示している。業務用携帯電話にかかりけ医法を登録し、いつでも医師の指示が仰げる体制にしている。法人でしを含む)研修や交通安全研修に職員全員が参加している。毎年、を使った緊急・事故対応マニュアル」と文章「ヒヤリハット・不適合故・苦情再発及び予防対策の手順」で、発見者が「気づいて・たるなど、一ト(ヒヤリハット・不適合サービス・苦情報告書)」を作成は「生で発生要因を分析し未然防止策を検討している。重大事故には「事とで発生要因を分析し未然防止策を検討している。「事故には「事とで発生要因を分析し未然防止策を検討している。「事故には「事なには、緊急カンファレンスを開催している。「事とで発生の報告書」を作成し、いる。各種の報告書で確認できた。適合	連協う サた、事故サたのでは、 19月9 サた、事故・一・シを故・一・ で一職発苦ビスト員生情ス	を院枚緊・」の経管明の急急 重「参緯理記連(連 大検画再シー

大項目	中項目	小項目	通番	評価項目		5結果 第三者評価			
Ⅳ利月		└─── 獲の観点	Щ	L	日巳計巡	<u> </u>			
	(1) 利用者保護								
		人権等の尊重	31	利用者本位のサービス提供及び高齢者の尊厳の保持に配慮した サービス提供を行っている。	А	А			
		プライバシー等 の保護	32	利用者のプライバシーや羞恥心について、常に問題意識をもって サービスの提供を行っている。	А	А			
		利用者の決定方 法	33	サービス利用者等の決定を公平・公正に行っている。	Α	Α			
		(評価機関コメント	.)	31. 理念の実現に向けて、品質方針に「利用者の意思及び人権尊重を明記し、プライバシー保護については運営規程・重要事項説明書ている。職員はマナー・接遇研修等で、人権擁護・身体拘束廃止・虐待防止・個人情報保護等の重要性を周知している。「個別ケア手人のプライバシー保護に関する文章を明記している。利用者の中に行政等と協力し解決した実績がある。 32. 「個別ケア手順書」に本人のプライバシー保護・マナーや接遇し、訪問時はプライバシーに配慮した行動を取っている。 33. 基本的には利用の申し入れを断わらない方針である。体制的に合は他の事業所を紹介している。男性のバルーンカテーテル留置に任を確認し受け入れている。	・就業規! プラオバー 順書」に に虐待が見! に関する文 受け入れら	則に明記し・ リー保護者 受けられない で章を明記 いれない場			
	(2)意	見・要望・苦情	<b>^</b> 0						
		意見・要望・苦 情の受付	34	利用者の意向(意見・要望・苦情)を広く拾い上げ、収集する仕 組みが整備されている。	А	Α			
		意見・要望・苦 情等への対応と サービスの改善	35	利用者の意向(意見・要望・苦情)に迅速に対応するとともに、 サービスの向上に役立てている。	Α	Α			
		第三者への相談 機会の確保	36	公的機関等の窓口に相談や苦情を訴えるための方法を、利用者及 びその家族に周知している。	А	Α			
				34. 重要事項説明書に苦情・相談窓口を記載し、利用契約時に文章と口頭で伝えてる。訪問看護計画書の作成にあたっては、利用者・家族の意向を尊重し、事業所にる要望や苦情があれば直接訪問し聞き取っている。年1回行う顧客満足度調査(1目)は、苦情や意見が出し易い様に、利用者が直接介護事業部に郵送する仕組みにている。結果をNO. 1課で取り纏め、法人全体でサービスの質の向上に役立てでる。意見や苦情を出された利用者には検討経過や解答をフィードバックしている。意見や苦情を出された利用者には検討経過や解答をフィードバックしている。35. 「苦情・相談対応マニュアル」「苦情対応チャート」の規定に沿って、組織全・迅速な対応に努めている。事業所に寄せられた苦情等は「検討シート」に記載し、O. 1課の苦情部会で分析・評価を行う仕組みとなっている。苦情や意見はお客様にとしてホームページや広報誌で公開している。NO. 1課で取り纏めた満足度調査でとしてホームページや広報誌で公開している。 NO. 1課で取り纏めた満足度調査で改善報告が発せられる。事業所には、企業内ネットワーク (インラ)で改善報告が発せられるの機関の相談窓口等は重要事項説明書で周知している。56. 第三者委員を設置し、公的機関の相談窓口等は重要事項説明書で周知している。で改善報告が発せられる。医療介護サービスセンターから法人事業部に寄せた苦情等も事業所に伝達され、対応している。					
	(3)質(	の向上に係る取	組						
		利用者満足度の向上の取組み	37	利用者の満足度を把握し、サービスの質の向上に役立てている。	А	А			
		質の向上に対する検討体制	38	サービスの質の向上に係る検討体制を整備し、運営管理者を含む各部門の全職種の職員が積極的に参加している。	Α	Α			
		評価の実施と課 題の明確化	39	サービス提供状況の質の向上のため、定期的に評価を実施するとともに、評価結果に基づいて課題の明確化を図っている。 37.38. 法人のスローガン「自分が利用したいサービス事業所にな	A	А			
		(評価機関コメント	•)	O.1—」を目標に、顧客満足度調査の結果をNO.1課検討部会が分析・評価している。所長会議・事業所会議・業績会議・NO.1課会議等で、顧客満足度調査や事業所評価「顧客満足NO.1シート」等のデーターを基に、サービスの質の向上に向けた取り組みをしている。同法人の他の事業所の取り組み等の情報は所長会議で収集している。結果はホームページに掲載・公開している。顧客満足調査アンケート結果を昨年と比較して振り返りを行っている。					